

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 第 1 項等に関する公益社団法人及び公益財団法人に対する指導指針について

平成 30 年 10 月 1 日
内閣官房内閣人事局
総務省行政管理局

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号。以下「国公法」という。）第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「独法通則法」という。）第 54 条第 1 項において準用する国公法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号、職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号。以下「退職管理政令」という。）第 32 条、行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号。以下「役員政令」という。）第 18 条、職員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 83 号）第 9 条並びに行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 84 号）第 8 条の諸規定（以下「密接関係法令」という。）に関し、下記のとおり、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 3 号に規定するものをいう。以下同じ。）に対する指導を行うこととする。

記

1. 趣旨

国公法第 106 条の 24 第 1 項（独法通則法第 54 条第 1 項により準用されるものを含む。）の規定により、管理職職員であった者及び行政執行法人の役員であった者においては、その離職後 2 年間、公益法人のうち、「国と特に密接な関係があるもの」として政令で定めるもの、「役員その他の地位であって政令で定めるもの」に就こうとする場合には、内閣総理大臣にあらかじめ届け出なければならないこととされており、国公法第 113 条第 2 号（独法通則法第 54 条第 1 項により準用されるものを含む。）の規定により、当該届出をしない場合等には 10 万円以下の過料に処されることとされている。

2. 指針の内容

内閣官房内閣人事局においては、公益法人のうち、密接関係法令に規定する「国と特に密接な関係があるもの」（以下「密接公益法人」という。）に関して、以下の措置を講ずる。

- ① 公益法人の「役員その他の地位であって政令で定めるもの」として退職管理政令第 28 条及び役員政令第 14 条に規定するものに、管理職職員であった者

及び行政執行法人の役員であった者が就こうとする場合において、当該者から当該法人に対して、当該法人が密接公益法人であるか否かについて問合せがあった場合には遅滞なく回答するよう指導すること。

- ② 公益法人において、密接公益法人であるか否かに関する書類（形式を問わない。）を作成し、毎年、事業年度の終了後原則として3か月以内に当該書類について更新するよう指導すること。
- ③ 公益法人において、①の問合せに対する回答、②の書類の作成及び更新に当たっては、密接関係法令に基づき、直近の事業年度の決算に基づき行うよう指導すること。
- ④ 公益法人において、密接公益法人に該当することとなった場合及び密接公益法人に該当していたが該当しないこととなった場合には、遅滞なく、電子メール等により、内閣官房内閣人事局に密接公益法人であるか否かに関する書類を報告するよう指導すること。

以上